

滋賀県小規模土地改良事業実施要領

	滋 耕 第 293 号
	滋 農 村 第 191 号
	昭 和 62年 2月 28日
一部改正	昭 和 62年 4月 1日
一部改正	昭 和 63年 4月 1日
一部改正	平 成 2年 4月 1日
一部改正	平 成 5年 7月 1日
一部改正	平 成 8年 11月 21日
一部改正	平 成 9年 4月 1日
一部改正	平 成 10年 4月 1日
一部改正	平 成 10年 4月 8日
一部改正	平 成 20年 10月 1日
一部改正	平 成 21年 4月 1日
一部改正	平 成 27年 5月 7日
一部改正	平 成 30年 4月 1日
一部改正	令 和 元 年 10月 11日
一部改正	令 和 3年 4月 1日

小規模土地改良事業の実施については、滋賀県土地改良事業補助金交付要綱（昭和62年1月20日付け滋耕第71号、滋農村第32号）に定めるものを除くほか、この実施要領によるものとする。

1. 実施の基準

・ 一般的基準

- (1) 事業の種類は、かんがい排水事業、ほ場整備事業、暗渠排水事業、客土事業、農道整備事業、水田反復利用施設事業、ため池等整備事業、土地改良施設整備補修事業、県有施設整備補修事業、農村道路舗装事業、農村集落用排水施設新設改良事業、地すべり防止対策事業、土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業（国庫補助の対象となり得る事業、維持管理に属する事業を除く。）および基幹水利施設保全事業とする。
- (2) この事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき指定された農業振興地域または指定されることが予定されている農地を主として対象とする。（防災事業は除く。）
- (3) この事業は、新設・改良および補修事業とし、事業の必要性および効果が明らかで、かつ技術的に可能であること。
- (4) この事業と他の助成事業とが混交し、明確に区分し難いものは除くこと。ただし、基幹水利施設保全事業については、この項目は適用しない。
- (5) 一地区当りの事業費が50万円未満のものは、原則として補助の対象としない。ただし、土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業については、この項目は適用しない。

・ 事業種目別基準

(1) かんがい排水事業

- イ 末端支配面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。
- ロ 機械揚水については固定施設に限ること。

- (2) ほ場整備事業
- (3) 暗渠排水事業
- (4) 客土事業
- (5) 農道整備事業
- (6) 水田反復利用施設事業
 - イ びわ湖富栄養化防止に寄与するための水田反復利用施設の新設、更新または改良であること。
 - ロ 集水区域内の農用地（水田）は、用排水分離がなされたか、またはなされる（別途事業で採択済みのものを含む）面積がおおむね受益面積以上であること。
 - ハ 一級河川から取水する場合、取水地点における集水面積が1,000ヘクタール以下であって、かつその50パーセント以上が農用地（水田）であること。
- (7) ため池等整備事業
 - イ 管理施設の新設のみの場合にあっては、法律の規定等によりその設置を義務付けられ、又は設置の指示のあったもので、洪水等から安全を確保するために必要なものに限る。
 - ロ ため池整備工事（一般型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。
 - ① 旧農業用のため池であること。
 - ② ため池の貯水量がおおむね1,000立方メートル以下であること。
 - ③ ため池の廃止の場合にあっては、埋め立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
 - ④ 市町等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。
 - ハ ため池の浚渫工事は、次の要件とし維持管理に属するものを除くものとする。
 - ① 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とする。
 - ② ため池の水を緊急放流するのに当該施設の機能回復のために行う浚渫工事。
- (8) 土地改良施設整備補修事業
 - イ 対象施設
 - ① 各種かんがい排水施設
 - ② 各種農地保全施設
 - ③ 農道（路面の補修）
 - ロ 緊急を要する用水管路等の補修は下記の条件に適合するものとする。
 - ① 用水路および付帯施設の突発的な破損等に起因する緊急補修工事であること。
 - ② 既設の土地改良施設で緊急に補修を講じないとその施設の機能に重大な支障を及ぼし、かつ被害が拡大すると認められるもの。
 - ③ 当該施設が耐用年数以内のもの。ただし、長寿命化対策を実施する施設においては、この限りでない。
 - ハ この事業は、応急対策事業（上記ロは除く）ならびに通常おこなわれる維持管理等は対象としない。
- (9) 県有施設整備補修事業

イ 土地改良財産の譲受のために行う土地改良施設の補修、または改修
ロ 県営（国営代行を含む。）で造成された土地改良施設で、下記要件を全て満たすもの。

- ① 本事業完了後に、当該財産の譲受の見込みがあること。
- ② 平成29年度以前に事業完了している地区であること。
- ③ 「過年度造成土地改良財産譲与処理に関する事務取扱いについて」（平成5年1月29日 滋耕第1581号）「譲与保留台帳」に記載されている地区であり、かつ譲与保留理由が「施設の老朽、不備等により、譲受を拒否されているもの」であること。

(10) 農村道路舗装事業

イ 全幅員は2メートル以上とし、舗装は簡易舗装とすること。
ロ 舗装に関連して路面の改良および改修を行う場合、現在の砂利道（層）を極力利用した路盤構造とすること。

ハ 多額の用地買収を要するものは、原則として対象としない。

ニ 生活関連農道とは、下記の事項に該当するものをいう。

- ① 公道から集落へ連絡する区間
- ② 沿線に家屋等が2戸以上ある区間
- ③ 集落等から公共施設にかかる区間
- ④ 通学道路に係る区間
- ⑤ その他生活関連に必要な道路

(11) 農村集落用排水施設新設改良事業

イ 末端支配面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。
ロ 受益地が集落を囲みて2団地を含めて2ヘクタール以上とする。
ハ 集落内を貫流する用排水路は、両端またはその一端が受益地に接続することとし、この場合集落内の雑用水または排水も含められることとする。

(12) 地すべり防止対策事業

地すべり等防止法第3条により指定された地すべり防止区域で地すべりを防止するための用水路、排水路、護岸、擁壁、杭打等の新設または改修事業とする。

(13) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業

県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用保管されている低濃度PCB廃棄物を処理する。

(14) 基幹水利施設保全事業

滋賀県土地改良事業補助金交付要綱別表1に掲げる団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に準じる。

2. 事業の採択および変更

(1) 事業主体は、事業計画審査表（別紙様式第1号）を事業を行う場所の所在する市町（市町が事業主体である場合は除く。）を経由して、所轄の農業農村振興事務所に提出する。

所長はこれを審査のうえ、一覧表（別紙様式第2号）を作成し意見書を付して知事へ提出する。

(2) 知事は、審査のうえ予算の範囲内において、事業採択可能地区を決定し、所長

へ事業採択内示をする。所長は内示に基づき関係市町を経由して、事業主体へ割当ての通知をする。

- (3) 割当ての通知を受けた事業主体は、補助金交付申請書とともに全体計画書を（事業が2年以上に継続される場合は、単年度実施設計と同時に）関係市町を経由して、所長に提出する。
- (4) 所長は、審査のうえ事業費および事業の内容が審査表と変わらないものおよび別に定める軽微な変更の地区のものは、事業主体に補助金交付決定の通知をする。軽微な変更以外の変更地区については知事の意見を聞くものとする。
- (5) 事業主体が事業を中止し、または廃止しようとする場合には、理由書・決議書を付した願書を関係市町を経由して所長に提出し、知事の承認を得るものとする。
- (6) 所長は内示と異なる割当てをしたときおよびその別に指示のあった場合には、変更実施細目書（別紙様式第3号）を知事に提出する。
また、単年度事業の完了した場合には、完了実施細目書（別紙様式第3号）を翌年度の5月10日までに知事に提出する。
- (7) 所長は（4）項の軽微な変更以外の変更地区が生じたときおよび（5）項の中止または廃止しようとする地区が生じたときは、軽微な変更地区を含めて、知事の定める日までに予算調整調書（別紙様式第4号）を作成し、知事の意見を聞くものとする。
- (8) 土地改良施設整備補修事業のうち緊急を要する用水管路等の補修については、滋賀県補助金交付規則第3条、第4条、および滋賀県土地改良事業補助金交付要綱第4条にかかわらず、事業主体は事前着手申請書（別紙様式第5号）を所長を経由して提出し、知事の承認得て事業着手すること。
- (9) 知事は上記事前着手申請書を審査のうえ速やかに事前着手承認通知書（別紙様式第6号）により事業主体に通知するものとする。
- (10) 緊急を要する用水管路等の補修において、補助金の交付決定前に工事完了した地区は、滋賀県土地改良事業補助金交付要綱第9条にかかわらず、交付決定後30日以内または補助金の交付にかかる年度の末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出しなければならない。

3. 一般事務

- (1) 実施設計書は、補助金交付申請書の添付書類であるが、原則として事業が単年度であるため事業計画書（補助要綱様式）を実施設計書にかえ得るものとする。ただし、事業が2年以上に継続される場合は、単年度実施設計書（様式団体営土地改良事業単年度実施設計書とする）を添付し年度事業を明確にさせること。
なお、2年目以降単年度実施設計書のみとする。
- (2) 全体実施設計書は省略する。
- (3) 変更全体計画書、変更実施設計書は極力簡素化し、変更理由および変更分のみの明細を明確にする。
- (4) 出来高設計書は（1）、（3）項の出来高を示すものであるが、明細中の各種目各様の増減はあるとしても原則として新たに、種目・名称の現出・まっ消は出来ない。
- (5) 提出部数はいずれも農業農村振興事務所長へ1部とする。

- (6) 事業主体は、2の事業の採択および変更に基づく各別紙様式については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

4. 事業計画の策定

- (1) 事業計画の策定にあたっては、他事業との関連を熟知のうえ、必要な事業を重点的に計画することが必要であり、それぞれの計画地区の現状からみて必要にして十分な事業計画を樹立することに留意すること。
- (2) 事業計画の樹立にあたっては、地元負担または潰地等について、地元関係者との事前話し合いを充分行わせしめ、承諾書等を取り、事業計画の確立後に地元負担または潰地等の問題により計画変更等のないよう留意すること。